

## 建設工事の入札制度に係る説明会での質問等について

平成30年2月26日

契約部 契約課

平成30年1月23日に開催した「建設工事の入札制度に係る説明会」には、多くの方にご出席いただき、誠にありがとうございました。

このたび、説明事項に対するご質問につきまして、回答を取りまとめましたので、お知らせいたします。

また、質問と併せて、制度改正等のご意見やご要望もございましたが、これらにつきましては、ご意見等として取りまとめさせていただき、質問・回答と同様に公開させていただきます。

なお、ご質問やご意見等については、その要旨を記載するとともに、同じの主旨のご意見等については、1つに取りまとめておりますので、あらかじめご了承ください。

頂いたご意見等につきましては、今後の入札制度見直しにおいて、参考にさせていただくこととしておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

## 建設工事の入札制度に係る説明会 質問・回答

平成 30 年 2 月

番号	質問内容	回答
質問 1	<p>『④評価項目「障害者の雇用状況等」の見直し』における見直し案「E 地域貢献活動の実績」について、証明資料を添付いたしますので、評価対象になり得るか否かをご教示ください。</p> <p><b>【添付の証明書の内容】</b>  活動期間：平成 29 年 8 月 10 日  活動内容：8・10「道の日」公共施設クリーンアップ作戦  活動場所：1 班 主要地方道下関長門線  勝山支所交差点～JA 下関ガソリンスタンド交差点～勝山支所交差点ほか  証明者：一般社団法人下関土木協会長</p> <p>補足として、この活動は山口県より地域活動実績（ボランティア等）の評価を認めて頂いております。</p>	<p>ご質問の 8・10「道の日」公共施設クリーンアップ作戦については、質問の際に添付された資料によると、下関土木建築事務所長から一般社団法人下関土木協会長に協力要請があったもので、これに基づいて各企業が道路環境美化等の活動に参加したものと考えられます。</p> <p>この場合は、地域貢献活動の実績の対象になるとともに、活動実績の証明者は、一般社団法人下関土木協会長で構いません。</p>

番号	質問内容	回答
質問2	<p>総合評価方式の中で、地域貢献活動評価に関する事項の件について、山口県の総合評価方式による、入札の項目の中に同様のものがあり、一般社団法人下関土木協会主催による、道路清掃ボランティアが年間3回程度行われ、その実績証明書があるのですが、下関市の総合評価において、この証明書が評価の対象となりますか。</p> <p><b>【添付の証明書の内容】</b></p> <p>活動期間：平成28年5月17日、11月15日</p> <p>活動内容：定期パトロール（道路清掃）</p> <p>活動場所：県道下関港垢田線（新町4丁目～唐戸）</p> <p>証明者：一般社団法人下関土木協会長</p> <p>なお、この3回の内、8月に行われる「クリーンアップ作戦」については、山口県下関土木建築事務所（公的機関）より、土木協会へ実施の要望があるものも含まれます。</p>	<p>ご質問の道路清掃ボランティアについては、添付された資料によると、下関市内の県道で清掃活動を行ったことを、主催者である一般社団法人下関土木協会長が証明していますので、この場合は地域貢献活動の実績として認められます。</p> <p>なお、8月の「クリーンアップ作戦」については、質問1と同じ内容ですので、質問1の回答をご参照ください。</p>

番号	質問内容	回答
質問3	<p>現在、毎年海の日に自治連合会主動による海岸清掃ボランティア活動に会社単位で参加しております。この場合、平成30年度においての実績評価はどのようになりますか。</p> <p>また、「活動実績報告書」はどこで頂けるのでしょうか。地域貢献活動実績に、感謝状と写真をつけて環境部クリーン推進課に提出でよろしいですか。</p>	<p>ご質問の海岸清掃ボランティアについて、詳細は把握しておりませんが、質問内容からは地域貢献活動の実績として認められるものと考えられます。</p> <p>活動実績報告書の様式は、後日、ホームページに掲載する予定ですが、既に感謝状がある場合で、感謝状の内容で活動実績が確認できるときは、活動実績報告書の提出に代えて感謝状の写しを提出することを認めます。</p> <p>なお、活動実績報告書の証明は、施設管理者又はボランティア行事を主催する自治体等の担当課長等としており、それぞれのボランティア活動に応じて、証明者は変わりますのでご注意ください。</p>
質問4	<p>評価項目「その他の取組」について</p> <p>過去1年間に「しものせき美化美化大作戦」若しくは「しものせき美化美化キャンペーン」又は清掃、植栽等下関市内の公共施設での企業としてのボランティア活動の実績とありますが、漁協が主催して行われている清掃活動にボランティアとして参加しているのは対象となりますか。</p>	<p>漁業協同組合が主催して行われる清掃活動にボランティアとして参加した場合も地域貢献活動の実績として認められます。ただし、清掃場所が市外や私有地である場合は対象になりませんのでご注意ください。</p>
質問5	<p>地域貢献活動について、証明書は公的機関とあるが、山口県建設業協会でも認められますか。</p>	<p>一般社団法人山口県建設業協会が主催等したボランティア活動に参加した場合、同協会が発行する証明書で地域貢献活動の実績を確認し、評価をします。</p>

番号	質問内容	回答
質問6	<p>地域貢献活動の評価対象について</p> <p>山口県は、一般社団法人山口県電業協会主催の下関市立幼稚園等の証明器具及び避難口誘導灯等の一斉清掃・点検に参加したものを認めて、当該協会の証明書にて評価対象としていますが、下関市も対象として認められますか。</p>	<p>ご質問の一般社団法人山口県電業協会主催のボランティア活動に参加した場合、当該協会が発行する証明書で地域貢献活動の実績を確認し、評価をします。</p>
質問7	<p>地域貢献活動として清掃活動を代表として挙がっていますが、</p> <p>① 「こども110番」などは貢献活動として認められますか。</p> <p>② 会社の建物等に市の公共施設を表示する看板等の設置は貢献として認められますか。</p> <p>③ 環境部以外（観光スポーツ部、福祉部など）は、貢献活動として認められますか。</p>	<p>① 「こども110番」については、公共施設での活動とは言えませんので、地域貢献活動の実績には該当しません。</p> <p>② 「会社の建物等に市の公共施設を表示する看板等の設置」について、具体的な内容は把握しておりませんが、公共施設での活動とは言えないものと考えられますので、この場合は地域貢献活動の実績には該当しません。</p> <p>③ 環境部以外の部署が所管する施設でのボランティア活動や環境部以外の部署が主催するボランティア活動についても、清掃、植栽等下関市内の公共施設での企業としてのボランティア活動であれば、地域貢献活動の実績として認められます。例えば、観光・スポーツ部が所管するスポーツ施設や教育委員会が所管する小学校での清掃活動などが考えられます。</p>

番号	質問内容	回答
質問8	<p>現場代理人の常駐義務の緩和について、第4条（3）の不在時対応者の要件がありますか。（例：主任技術者資格など）</p> <p>また、不在時対応者は、1人あたり2件までとし、3件以上の場合は、不在時対応者は2名必要ですか。</p>	<p>不在時対応者について、資格等の要件は設けていません。</p> <p>また、不在時対応者として受け持つ工事の件数にも制限を設けていません。</p> <p>なお、現場代理人が複数の工事を兼務する場合は、現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領第4条の各号に掲げる条件を全て満たすことが必要ですので、再度ご確認をお願いします。</p>
質問9	<p>今回の入札制度見直しは、現状の総合評価方式の問題点が改善されておらず、むしろ改悪になっているのではないのでしょうか。</p>	<p>今回の総合評価方式の見直しについては、建設業者からのご意見も参考にしつつ、建設業の課題である公共工事の品質確保と担い手確保の観点から検討したものです。</p> <p>総合評価方式の評価項目見直しに当たって、建設業者毎に有利・不利が生じることは有り得るものと考えておりますが、今回の見直しは、女性技術者だけでなく若手技術者の雇用も評価することや、地域貢献度で「地域貢献活動の実績」等を追加するなど、評価の対象を広げており、これまで以上に企業の努力が評価される内容になっていると考えております。</p> <p>なお、このたび総合評価方式等に対するご意見もいただいておりますが、今後の見直しに当たっては、こうしたご意見も参考に検討を行いたいと考えております。</p>

## 建設工事の入札制度に係る説明会 ご意見

平成 30 年 2 月

番号	意見内容
意見 1	総合評価方式の③評価項目「過去 8 年間の主任（監理）技術者の同種工事（公共工事）の施工経験の有無」の見直しについて、若手技術者等を考慮し、配点を下げるとの話がありましたが、その案に加え、若手技術者の場合は「指定金額以上」を「指定金額の 2 分の 1 以上」、「指定金額の 2 分の 1 以上」を「指定金額の 4 分の 1 以上」に置き換えるというように、条件を替えて頂けると、入札参加時に若手技術者を配置し易くなりますので、検討をお願いしたい。
意見 2	入札制度に係る事ではありませんが、電子入札システムにて入札案件の設計数量書を PDF とは別に Microsoft Excel にてダウンロードできるようにして頂けると、積算業務の負担が軽くなりますので、検討をお願いしたい。
意見 3	下関市土木建築協同組合からの陳情や下関市商工会（建設業者）及び下関商工会議所（建設部会）との意見交換会とあるが、加入していない業者が多い中、業者総意の意見が十分反映しているか疑問である。
意見 4	工事成績評定点について、発注課（工事担当課）や検査監によって評価の考え方にばらつきがあり、総合評価で評価するのはおかしい。誰がどの工事を検査しても同じ基準で評価されなければ公平性が保たれない。
意見 5	今回は改正されていないが、災害時緊急対応出動実績について、登録はしているものの、連絡がなく出動したくてもできない状況である。国、県の施設など枠組みを広げていただきたい。市の施設限定で評価するのであれば、全業者が平等に機会を得られるようにすべきである。
意見 6	過去の施工実績等について、指定金額で評価を行っているが、国、県等は工種の数量等で評価している。その工事の特性で重要な工種で評価すべきであり、指定金額のみで発注するとその金額以上の受注チャンスは減少し、特定の業者が有利になる。
意見 7	男女共同参画に関する取組の見直しについて、現在でも女性技術者が少なく、この基準ができたときに、たまたま女性技術者が在籍していた業者が有利な点がある。ハローワーク、合同企業就職会等に依頼や参加をしているが、なかなか遭遇できない。企業努力の範囲を超えており、評価を廃止すべきである。
意見 8	企業の地域貢献度について、新たに項目が追加されたが、役所によるボランティアの強要ではないか。本来の入札制度と違う、業者に負担を強いるような評価は廃止すべきである。
意見 9	旧下関市と旧豊浦郡 4 町が合併して 10 年以上経過したが、いまだに旧豊浦郡では、工事発注において優遇されている。地域型は評価項目（地域精通度）が優位に設定されており、是正をお願いしたい。

番号	意見内容
意見 1 0	総合評価方式による入札制度は、評価点が少なければ落札することが難しく、いつまでも実績ができない。工種にもよるが、落札業者の偏りも考えられ、5000万円以上の工事实績ができるような入札方法等の取組をお願いしたい。
意見 1 1	ISO 14001の取扱いについて、下関市は当初認定取得していたが、ISO 14001を廃止しているのに、業者にISO 14001を求めているのはおかしいと考える。
意見 1 2	評価項目「男女共同参画に関する取組（＝女性技術者の雇用）の見直しについて 35歳未満の若手技術者の雇用も含めて加点となっているが、現状の技術者不足からどの企業も女性・若手に限らず技術者は欲しいはずである。したがって、ここで加点対象となる比較的大手や大手の系列企業に有利となりやすい。
意見 1 3	評価項目「障害者の雇用状況等」の見直しについて 障害者雇用促進法により、民間企業は2%の障害者雇用が義務付けされており、大手は自動的に加点対象となることから、2%を超える雇用をしている企業に加点すべきである。
意見 1 4	条件付き一般競争入札の参加条件に係る総合評点の上限設定（試行）について 対象工事の工種が2つだけとは如何なものか。設計金額も少額であり、適用範囲が極めて狭い。全ての工種への適用と、大手企業系列のような特殊な企業等と他の一般企業とを分け、公正な条件での入札になるよう設定すべきである。
意見 1 5	担い手確保の取組について、昨今、担い手確保が難しい中、特に女性となればほとんどいないのが実情である。女性技術者・若手技術者を加点対象とするならば、現場代理人・主任技術者等として担当する場合のみ加点対象としていただきたい。 また、ハローワークや高校への募集等の取組等について加点対象としていただければ、会社側も努力ができる。
意見 1 6	入札参加条件で、特定建設業の許可を条件とする工事が多い。総合評点や施工実績があっても、許可がないことで参加できない。特定建設業の許可は、下請発注額が4000万円以上の場合に必要なものであり、入札参加条件を見直してもらいたい。